

大府市下水道排水設備指定工事店の新規指定・更新申請手続について

大府市内において排水設備の新設、改造、修繕等の工事を行うには、大府市下水道条例第8条に基づき、大府市長の指定を受ける必要があります（手数料徴収有）。この指定の有効期間は5年であり、有効期間満了前に更新手続を取らなかった場合、自動的に指定が失効します。

1 提出書類

(1) 「大府市下水道排水設備指定工事店指定申請書」(第1号様式)

(2) 「誓約書」(第2号様式)

申請者、その代表者及び役員が、大府市下水道条例第8条の3第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しないものであることを誓約するものです。

(3) 「営業所の付近見取図」(第3号様式)

(4) 「責任技術者名簿」(第4号様式)

(5) 「機械器具調書」(第5号様式)

管の切断用の機械器具、管の加工用の機械器具、接合用の機械器具、測量用の機械器具、掘削用の機械器具をご記入ください。

2 添付書類

書類	個人	法人	備考
住民票の写し	○	—	個人番号の記載のないもの
登記事項証明書	—	○	
定款の写し	—	○	
責任技術者証の写し	○	○	
外観等の写真（デジタルカメラで撮影したものを印刷したもので可）	○	○	看板等、営業の実態が確認できるものが写るように（※）

※指定工事店の事業所の所在地として届け出ることができるのは、実質的に指定工事店の事業所としての実態を備えた営業拠点でなければなりません。

実質的な指定工事店の事業所としての実態を備えた営業拠点ではない場所を指定工事店の事業所の所在地として届け出ることはできません。

なお、事業所の所在地は愛知県内に限られます。

3 手数料

指定・更新手数料が各10,000円必要です。

4 有効期限

指定を受けた日から5年間有効です。引き続き指定を受けたい場合には指定の更新が必要です（更新手数料が10,000円必要です）。

5 申請先

〒474-8701

大府市中央町五丁目70番地

大府市水と緑の部水道工務課下水道係

TEL：0562-47-2111（代）

もしくは

〒456-0053

名古屋市熱田区一番三丁目2番44号

名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室

TEL：052-228-2611

（共同化市町分のみ 令和5年10月1日現在、大府市はじめ19市町）